

総合土地改良事業実施要綱

昭和38年10月23日付38農地B第3742号

最終改正 平成30年3月30日付29農振第2258号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

殿

農林事務次官

第1 (趣旨)

国又は都道府県が土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の規定に基づく申請により、農業用排水施設の新設若しくは変更の事業（都道府県が行うものにあっては、別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下「かんがい排水事業」という。）、農地の造成の事業（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4に定めるところにより行うものに限る。以下「農地開発事業」という。）及び区画整理事業（都道府県が行うものにあっては別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下同じ。）のうち2以上の事業を併せて行う場合又は土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第49条第1項第5号に掲げる事業（同項第6号の事業を併せて行うものを含む。）若しくは土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第436号）による改正前の土地改良施行令（以下「平成12年改正前令」という。）第49条第1項第3号に掲げる事業及び同項第4号から第8号までの事業を併せて行う事業（以下「農地再編事業」という。）を行う場合におけるこれらの事業の実施に関しては、法、令、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 総合土地改良事業の実施要件

この要綱によりかんがい排水事業、農地開発事業及び区画整理事業のうち2以上の事業を併せて行う事業又は農地再編事業（これらを「総合土地改良事業」と総称する。）は次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) かんがい排水事業及び農地開発事業の受益地が錯綜しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適当と認められる場合。
- (2) 農地開発事業及び区画整理事業の受益地が錯綜し、または隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行し一つの換地計画を樹立することが適当であると認められる場合。
- (3) 農地再編事業のうち、令第49条第1項第5号に掲げる各事業を総合的に施行すること又は同号に掲げる各事業及び同項第6号に掲げる事業の受益地が錯綜若しくは隣接しこれら

の事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適當であると認められる場合

- (4) 農地再編事業のうち、平成12年改正前令第49条第1項第3号に掲げる事業及びこれと併せ行う同項第4号から第8号までの事業の受益地が錯綜又は隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適當であると認められる場合

第3 総合土地改良事業の種類等

総合土地改良事業の種類、事業主体及び事業内容は、別表のとおりとする。

第4 国営総合土地改良事業費の国庫負担

- 1 この要綱により併せて行う国営土地改良事業（以下「国営総合土地改良事業」と総称する。）に要する費用のうち国庫が負担するものの額は次のとおりとする。

(1) かんがい排水事業、農地開発事業又は区画整理事業にあっては、共同施設に係る費用をかんがい排水施設にかかる費用については原則として水量割、その他の共同費用については原則として受益面積割により各事業に振り分けたものに各事業の専用施設に係るものを作算する方法により事業費をかんがい排水事業に要する部分（以下「かんがい排水事業費」という。）、農地開発事業に要する部分（以下「農地開発事業費」という。）又は区画整理事業に要する部分（以下「区画整理事業費」という。）に区分し、それぞれの額に(3)に定める式による地区別に算定する率（以下「修正国庫負担率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 農地再編事業にあっては、共同施設に係る費用をかんがい排水施設にかかる費用については原則として水量割、その他の共同費用については原則として受益面積割により各事業に振り分けたものに各事業の専用施設に係るものを作算する方法により事業費を令第49条第1項第5号又は平成12年改正前令第49条第1項第3号（区画整理及び開畠に限る。）の事業に要する部分（以下「3号等事業費」という。）、令第49条第1項第6号又は平成12年改正前令第49条第1項第4号の事業に要する部分（以下「4号等事業費」という。）、令第49条第1項第5号イ又は平成12年改正前令第49条第1項第5号の事業に要する部分（以下「5号等事業費」という。）、令第49条第1項第5号ロ又は平成12年改正前令第49条第1項第6号の事業に要する部分（以下「6号等事業費」という。）、令第49条第1項第5号ハ又は平成12年改正前令第49条第1項第7号の事業に要する部分（以下「7号等事業費」という。）及び令第49条第1項第5号ニ又は平成12年改正前令第49条第1項第8号の事業に要する部分（以下「8号等事業費」という。）に区分し、それぞれの額に(3)に定める式による修正国庫負担率を乗じて得た合計額とする。

(3) $G = 1 - (E \times K)$

$$K = \frac{(A + B) + C}{A + C}$$

G : 修正国庫負担率

E : 次に掲げることにより算定した数値

- ① かんがい排水事業費について算定する場合にあっては、かんがい排水事業費を一般方式（この要綱により総合土地改良事業として行う場合以外の事業方式をいう。以下同じ）による国営事業、都道府県営事業及び団体営事業に相当するものに係る部分に分割し、国営事業費に相当する部分について土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の令（以下「平成元年改正前令」という。）第52条第1項第1号（平成元年改正前令附則第3項を含む。）に定める国営事業費の負担金の率（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあっては平成元年改正前令第52条第2項第1号（平成元年改正前令附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額に、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分について土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業及び団体営事業に係る国庫補助率をそれぞれ1から控除した数値を各部分の対応するものにそれぞれ乗じて得た額の合計額を加えて得た額のかんがい排水事業費に対する割合。
- ② 農地開発事業費について算定する場合にあっては、当該農地開発事業が一般方式による国営農地開発事業に相当するものであるとき、当該農地開発事業費は平成元年改正前令第52条第1項第1号の2（平成元年改正前令附則第3項を含む。）に定める国営事業の負担金の率（旧法第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあっては平成元年改正前令第52条第2項第1号の2（平成元年改正前令附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額の当該農地開発事業が一般方式による都道府県営農地開発事業に相当するものであるときは当該農地開発事業費に農地開発事業補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値を乗じて得た額の農地開発事業費に対する割合
- ③ 区画整理事業費について算定する場合にあっては、土地改良事業関係補助金交付要綱に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値
- ④ 3号等事業費について算定する場合にあっては、令第52条第1項第1号の2及び第6項に定める国営事業費の負担金の率とし、4号等事業費、5号等事業費、6号等事業費、7号等事業費及び8号等事業費についてそれぞれ算定する場合にあっては、土地改良事業関係補助金交付要綱及び農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第412号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値

K：修正係数

A：かんがい排水事業費、農地開発事業費、区画整理事業費、3号等事業費、4号等事業費、5号等事業費、6号等事業費、7号等事業費又は8号等事業費のうち、一般方式による国営事業費都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る農

民負担金の額（当該国営事業費、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る事業をそれぞれ一般方式による国営事業、都道府県営事業及び団体営事業として施行した場合において、都道府県が法第90条第2項の規定により法第3条に規定する資格を有する者から徴収する負担金の額、都道府県が法第91条第1項の規定により法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の額及び団体営事業費に相当する部分の額から当該団体営事業について交付される都道府県補助金

（都道府県補助の財源とするため都道府県が交付を受ける国庫補助金を含む。）の額を控除した額の合計額をいう。）

B：Aの額のうち、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る農民負担金の額を別に構造改善局長が定める方式により借り入れた場合における事業完了時点における利子の累計額に相当するものの額（旧法第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする地区にあっては考慮しないものとする。）

C：かんがい排水事業費、農地開発事業費、区画整理事業費、3号等事業費、4号等事業費、5号等事業費、6号等事業費、7号等事業費又は8号等事業費のうち、一般方式による国営事業費、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る都道府県の実質負担額（当該国営事業費、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る事業をそれぞれ一般方式による国営事業、都道府県営事業及び団体営事業として施行した場合において、各事業の事業費の額からそれぞれ国庫負担金又は、国庫補助金及び農民負担金の額を控除した額をいう。）

2 前項の修正国庫負担率の算定は、法第87条第1項の規定により定められた土地改良事業計画により行うものとし、法第88条の規定による土地改良事業計画の変更があったとき及び旧法第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区となったときは算定し直すものとする。

第5 都道府県営総合土地改良事業に対する国庫補助

国は、都道府県営総合土地改良事業に要する費用については、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 委任

総合土地改良事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長の定めるところによる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

別表

事業の種類	事業主体	事業内容
国営総合かんがい排水事業	国	<p>次に掲げる(1)及び(2)又は(1)、(2)及び(3)の事業を併せて行うもの</p> <p>(1) 受益面積がおおむね3,000ヘクタール（畠地かんがいにあっては、おおむね1,000ヘクタール）以上であって末端支配面積がおおむね5ヘクタール（畠地かんがいにあっては、末端支配面積の制限を設けない。） 以上の施設に係るかんがい排水事業（国営総合農地開発事業に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 造成農地面積が、おおむね40ヘクタール以上400ヘクタール未満の農地開発事業又は造成農地面積がおおむね400ヘクタール以上で、造成農地面積、事業費、水量を勘案して(1)の事業を主体としこれと併せて行うことが適當と認められる農地開発事業</p> <p>(3) 受益面積が、おおむね200ヘクタール以上で、受益面積等を勘案して(2)の事業（造成農地面積がおおむね400ヘクタール以上のものに限る。）を主体としこれと併せて行うことが適當と認められる区画整理事業</p>
国営総合農地開発事業	国	<p>次に掲げる(1)及び(2)又は(1)及び(3)もしくは(1), (2)及び(3)の事業を併せて行うもの</p> <p>(1) 造成農地面積がおおむね400ヘクタール以上の農地開発事業（国営総合かんがい排水事業に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 受益面積が、おおむね300ヘクタール（畠地かんがいにあっては、おおむね100ヘクタール）以上3,000ヘクタール（畠地かんがいにあっては、おおむね1,000ヘクタール）未満であって末端支配面積がおおむね5ヘクタール（畠地かんがいにあっては、末端支配面積の制限を設けない。）以上の施設に係るかんがい排水事業、又は受益面積が3,000ヘクタール（畠地かんがいにあっては、おおむね1,000ヘクタール）以上で、受益面積、事業費、水量を勘案して(1)の事業を主体としこれと併せて行うことが適當な末端支配面積5ヘクタール（畠地かんがいにあっては、末端支配面積の制限を設けない。）以上の施設に</p>

		<p>係るかんがい排水事業</p> <p>(3) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上で受益面積等を勘案して(1)の事業を主体としてこれと併せて行うことが適當と認められる区画整理事業</p>
農地再編事業 (一般型)	国	<p>次に掲げる(1)の事業を基幹事業とし、(2)から(4)までの事業を併せて行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を実行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通達）第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むものにあっては、おおむね200ヘクタール）以上の区画整理及び開畠を併せ行う事業（平成12年改正前令第49条第1項第3号）</p> <p>(2) かんがい排水事業（平成12年改正前令第49条第1項第4号）次に掲げる一に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のもの。 ② 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畠地を受益地とする農業用用排水施設（以下「畠地を受益地とする農業用用排水施設」という。）の新設であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。 ③ ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業実行部分に接続する農業用用排水施設の新設又は変更であつて、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上であるもの ④ ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業実行部分に接続する畠地を受益地とする農業用用排水施設の新設であつて、受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。 ⑤ 北海道におけるため池の新設又は変更であつて、受益面積が50ヘクタール以上のもの。 ⑥ 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的

		<p>利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール（畠地を受益地とする農業用用排水施設については100ヘクタール）以上のもの。</p> <p>⑦ 既存の農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの。</p> <p>⑧ 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水きょ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害を生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15パーセント以内とする。</p> <p>(3) ため池等整備事業（平成12年改正前令第49条第1項第5号、第6号及び第7号）</p> <p>① 農用地及び農業用施設等の被害を防止するために行う次に掲げる事業であって、②の基準に該当するもの。</p> <p>ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に変わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更（以下「老朽ため池等整備工事」という。）（平成12年改正前令第49条第1項第5号）</p>
--	--	--

		<p>イ 池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は変更（以下「湖岸堤防工事」という。） （平成12年改正前令第49条第1項第6号）</p> <p>ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダメ堰堤、水路等の新設又は変更（以下「土砂崩壊防止工事」という。） （平成12年改正前令第49条第1項第7号）</p> <p>② 基準</p> <p>ア 大規模事業（ウに掲げる場合を除く）</p> <p>a 受益面積がおおむね200ヘクタール（老朽ため池等整備工事のうち、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね40ヘクタール、土砂崩壊防止工事に係るものにあっては、おおむね5ヘクタール）以上のもの。</p> <p>b 総事業費がおおむね5,000万円以上のもの。</p> <p>イ 小規模事業（ウに掲げる場合を除く）</p> <p>a 受益面積がおおむね20ヘクタール（老朽ため池等整備工事のうち、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね5ヘクタール（農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林事務次官依命通達）別表第3に掲げる地域（以下「地震関連地域」という。）において行われるものにあっては、おおむね2ヘクタール）、土砂崩壊防止工事に係るものにおいては、おおむね5ヘクタール）以上のもの。</p> <p>b 総事業費がおおむね200万円以上のもの。</p> <p>ウ 農地防災事業実施要綱別表第1のため池等整備事業の項事業内容の欄の2の(3)の中山間地域において行う老朽ため池等整備工事</p> <p>(ア) 大規模事業</p> <p>(a) 受益面積がおおむね100ヘクタール（ため池並びにその付帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね20ヘクタール）以上のもの</p>
--	--	--

		<p>の。</p> <p>(b) 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。</p> <p>(イ) 小規模事業</p> <p>受益面積がおおむね20ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね2ヘクタール）以上で、総事業費がおおむね200万円以上のもの。</p> <p>(4) 農地保全整備事業（平成12年改正前令第49条第1項第8号）急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準ずる地帯（普通畠であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。）又は特殊土壤地帯（侵食を受けやすい柱状の土壤地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は変更であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（畠地帯にあっては、おおむね20ヘクタール）以上のもの。</p>
農地再編事業 (中山間地域型)	国	<p>次に掲げる(1)の事業を基幹事業とし、(2)の事業を併せ行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域内の農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むものにあっては、おおむね200ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畠を併せ行う事業及びアのため池等整備事業又はイの農地保全整備事業を併せ行う事業であって、区画整理及び開畠に係る受益地の面積が全体の3分の2以上であるもの（令49条第1項第5号）</p> <p>ア　ため池等整備事業（令第49条第1項第5号イ、ロ及びハ）</p> <p>農地再編事業（一般型）の項の(3)に定める内容のもの。</p> <p>イ　農地保全整備事業（令第49条第1項第5号ニ）農地再編事業（一般型）の項の(4)に定める内容のもの。</p> <p>(2) かんがい排水事業（令第49条第1項第6号）</p>

		<p>農地再編事業（一般型）の項の(2)に定める内容のも の。</p>
都道府県営総合 かんがい排水事 業	都道府県	<p>次に掲げる(1)及び(2)又は(1)、(2)及び(3)の事業を併せ て行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（畠地かんがいに あってはおおむね100ヘクタール）以上であって末端支 配面積おおむね5ヘクタール（畠地かんがいにあって は、末端支配面積の制限を設けない。）以上の施設に係 るかんがい排水事業（都道府県営総合農地開発事業に該 当するものを除く。）</p> <p>(2) 造成農地面積がおおむね30ヘクタール以上40ヘクター ル未満の農地開発事業又は造成農地面積がおおむね40ヘ クタール以上で、造成農地面積、事業費、水量を勘案し て(1)の事業を主体としてこれと併せて行うことが適當 な農地開発事業。</p> <p>(3) 受益面積がおおむね20ヘクタール以上で、受益面積等 を勘案して(2)の事業（造成農地面積がおおむね40ヘク タール以上のものに限る。）を主体としてこれと併せて 行うことが適當と認められる区画整理事業。</p>
都道府県営総合 農地開発事業	都道府県	<p>次に掲げる(1)及び(2)又は(1)及び(3)もしくは(1)、(2)及び (3)の事業を併せて行うもの。</p> <p>(1) 造成農地面積がおおむね40ヘクタール以上の農地開発 事業（都道府県営総合かんがい排水事業に該当するもの を除く。）</p> <p>(2) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行 うものにあっては、当分の間おおむね100ヘクタール）、 畠地かんがい施設に係るものにあってはおおむね70ヘク タール（沖縄県において行うものにあっては、当分の間 おおむね50ヘクタール）以上で、受益面積、事業費及び 水量を勘案（畠地かんがい施設に係るものにあっては、 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のものに限り受益 面積、事業費及び水量を勘案）して、(1)の事業を主体と してこれと併せて行うことが適當なかんがい排水事業で あって、末端支配面積がおおむね5ヘクタール（畠地か</p>

		<p>んがいにあってはこの制限を設けない。) 以上の施設に係るものであること。</p> <p>(3) 受益面積がおおむね20ヘクタール(沖縄県において行うものにあってはおおむね10ヘクタール)以上で、受益面積等を勘案して(1)の事業を主体としてこれと併せて行うことが適当と認められる区画整理事業</p>
--	--	---

(注) 1 この表に規定する畠地かんがいのうち受益面積に係るものについては、かんがい排水事業であって現にかんがい排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものを指す。

- 1 北海道における総合土地改良事業については前項の表中「3,000ヘクタール(畠地かんがいにあっては、おおむね1,000ヘクタール)」を、「1,000ヘクタール(ため池の新設にあっては、おおむね500ヘクタール、明渠排水事業にあってはおおむね300ヘクタール)」、「300ヘクタール(畠地かんがいにあっては、おおむね100ヘクタール)」を「300ヘクタール(畠地かんがいにあっては、おおむね100ヘクタール、ため池の新設又は変更を目的とするものにあっては、おおむね50ヘクタール)」と、「200ヘクタール(畠地かんがいにあってはおおむね100ヘクタール)」を「200ヘクタール(畠地かんがいにあってはおおむね200ヘクタール)」と、「200ヘクタール(沖縄県において行うものにあっては当分の間おおむね100ヘクタール)」、「200ヘクタール(沖縄県において行うものにあっては当分の間おおむね50ヘクタール)」を、「200ヘクタール、畠地かんがいにあってはおおむね70ヘクタール(沖縄県において行うものにあっては当分の間おおむね50ヘクタール)」と、「200ヘクタール、畠地かんがいにあってはおおむね70ヘクタール、ため池の新設又は変更を目的とするものにあってはおおむね50ヘクタール」とする。
- 3 都道府県営総合かんがい排水事業又は都道府県営総合農地開発事業における(3)の事業は、隣接するものにあっては受益面積がおおむね140ヘクタール以上のものに限る。

